

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和3年5月10日～12日、令和3年5月18日、理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和3年6月25日

和歌山県農業共済組合

代 表 監 事	川 端 敏 郎
監 事	前 田 行 朗
監 事	稲 葉 茂 幸